

# JR西脱線事故 歴代3社長無罪

# 「市民起訴」に法の壁

尼崎脱線事故で強制起訴されたJR西日本の歴代3社長に無罪を言い渡した27日の神戸地裁判決。企業体質の追及や真相の解明を刑事裁判に求めた遺族の思いは法の壁に阻まれた。無罪や免訴判決が続く「市民起訴」の限界が露呈した形で、検察審査会制度の見直しを求める声は高まるが、具体的な動きは鈍い。



尼崎JR脱線事故の判決を前に、取材に応じる遺族の(左から)藤崎光子さん、大森重美さん、上田弘志さん、奥村恒夫さん  
＝神戸地裁前

## 制度見直し求める声

「たとえ無罪でも控訴してほしい。私は最高裁まで戦う覚悟です」。公判が結審した今年5月31日、神戸地検の一室で開かれた遺族説明会で、1人の女性が検察官役の指定弁護士に詰め寄った。「(無罪の)結論ありきの裁判に意味があるのかと批判されているのは分かっています。ただ、事故の刑事責任を追及する最後の機会なんです」

判決後の説明会でも、出席した遺族の大半が控訴を求めた。女性は「終わらせない」と言い残して、地検を後にした。

## 表層の深層

### 企業体質を追及

公判で指定弁護士は、山崎正夫元社長(70)＝無罪確定＝の裁判では争点にならなかったJR西の企業体質の問題を追及した。「懲罰的な社員教育や利益優先の風土を追及して真相解明につなげてほしい」との遺族の意向を酌み「事故の背景原因」とまで踏み込んだ。

しかし、3人が問われた業務上過失致死傷罪は個人の過

失責任を問い、法人としての過失は問えない。指定弁護士の一人は「3社長が現場の危険を認識していたとする直接的な証拠はない。だが、結果の重大性を考えてほしい。あと裁判所が過失をどうとらえるかだ」と指摘。安全軽視の企業体質が事故を引き起こし、その体質を生んだ経営トップの責任を問うという「市民感覚」に沿った主張も展開した。

ただこの日の判決は企業体質については一切触れなかった。閉廷後の記者会見で、指定弁護士は「こういふ裁判で司法がどれだけ心えられるか」と思っていたが、個人の責任と組織の責任は別ですよと言ってしまった。それは違う」と批判した。

### 「三面」のまね

真相解明を求める遺族感情と従来の法律論とのほさまで苦しんだ指定弁護士。検察が証拠不足で不起訴とした強制起訴事案で有罪は出ておらず、専門家からは制度の見直しを求める声上がる。

2001年の兵庫県明石市の歩道橋事故で、明石署元副署長(一審免訴、控訴)を強制起訴した指定弁護士の安原浩弁護士は「逮捕など強制捜査権限が明確になり、人員や

時間の余裕があれば結果は変わる」と話す。

安原弁護士は「表向きは検察事務官が私たちをサポートすることになっているが、不起訴を繰り返した検察側の職員であり、本来の業務も抱えている。指定弁護士の実動部隊にはなり得なかった」と苦勞を明かした。

元東京地検特捜部長の宗像紀夫弁護士は「検察が証拠不足で不起訴としたものを、捜査経験のない市民が覆すというのは限界がある」と話す。強制起訴の対象を事案が軽微といった理由で起訴しない「起訴猶予」の事件に絞るべきだとの立場だ。

ただ制度見直しの動きは見えない。

判決を受け、谷垣禎一法相は「もう少し事例の集積を待たないといけない」と慎重な姿勢を示し、法務省幹部も「当面はそのまま続けていくことになるだろう」とする。

「無罪が続いているというのは検察の起訴基準が間違っているんじゃないか」というお墨付きをもらっているようなもの。司法関係者は「連敗が続く強制起訴の現状をどう評価した」。